

募集内容②

ケースワーカー

【職種名】	ケースワーカー
【業務内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に対し訪問、相談、その他調査等を通して支援を行う ・生活保護の申請した者の調査を行う ・生活保護費の計算等のパソコン操作
【必要資格等】	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉士」「精神保健福祉士」「社会福祉主事任用資格」の内いずれか必須 ・普通自動車運転免許 必須
【勤務場所】	・保護第一課、保護第二課（本庁内）
【パート/フルタイム】	・パート
【任用期間】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日から令和7年3月31日 （1日7.5時間勤務、週36時間勤務、休憩60分）
【勤務時間】	・9：00～17：15
【週勤務曜日】	・月曜日～金曜日
【報酬・給料額】 （経験年数により変動あり）	・245,900円～254,100円
【募集人数】	・若干名
【問い合わせ先】	保護第1課 第1係：新垣 保護第2課 第6係：島田